

令和 8 年度

工事番号 藤財工第1号

藤崎中学校校舎予防改修工事( I 期)

〈 建設リサイクル法対象工事 〉

特記仕様書

藤 崎 町

第1条 摘要範囲

本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(最新版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(最新版)、建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説(最新版)(以下、「標準仕様書」略)に準拠し、施工するものとする。  
記載内容の優先は、「設計図書」、「特記仕様書」(設計図内)、「標準仕様書」の順とする。

第2条 工事内容

本工事は、藤崎中学校校舎予防改修工事(I期) に伴う、  
建築、電気設備、機械設備工事をとり行う。  
以下、設計図書による。

第3条 工事日数または工期

工 期 本契約日 ~ 令和9年 3月26日

第4条 業務場所

業務場所は、藤崎町大字藤崎字西豊田90番地他 地内 で、  
設計図書内の案内図に示す通りである。

第5条 疑義

施工業者(以下「乙」という。)は業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

第6条 官公庁、その他の手続き等

1. 業務実施のために必要な官公庁、その他に対する手続き等は監督職員と協議の上、原則として乙において処理しなければならない。
2. 乙は官公庁、その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出なければならない。

第7条 打合せ簿

乙は業務の実施中に指示、承諾を受け、又は協議した事項については、その内容等を別に示す打合せ簿に記載しておくものとする。

第8条 業務の安全管理

1. 乙は業務の実施にあたり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を守ると共に、安全に留意し、災害事故等の防止に努めなければならない。
2. 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に負傷を生じる事故、若しくは第三者に損害を与える事故が発生したときは応急の措置を講ずると共に、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

第9条 業務の確認及び打合せ

乙は業務を円滑に遂行するための原則として主要作業の区切り目等において業務内容及び進捗状況等を監督職員に報告し、承諾を得た上で進めなければならない。

第10条 1. 検 査

乙は成果物の検査を受ける場合は、予め成果物及び関係資料等を準備し、管理技術者をこれに立会いさせなければならない。

2. 施工検査

監督職員の施工検査を受けるべき工種又は工事段階は次の通り。

工 種	工 事 段 階
撤去	外装の施工数量調査完了後 内装撤去後、下地確認ができる状態(必要に応じて)
設備	機器搬入時
その他	適宜(施工終了後確認困難なもの)

第11条 成 果 物

成 果 物 名	部 数	摘 要	電子納品
完成写真	2部	A4ファイル綴じ	※
工事写真	1部	A4ファイル綴じ	※
完成図	2部	A3判二つ折り製本	
	1部	原図版	
	1部	CADによるDXF、JW形式、オリジナル形式、及びPDF形式	※
施工計画書	1部	A4ファイル綴じ	
承認図	1部	A4ファイル綴じ	
保全に関する資料	2部	(標準仕様書 1.7.3(1))	
工事関係資料	1部	A4ファイル綴じ	※
その他書類		監督職員の指示	

「※」は、CD及びDVDへ格納し提出

電子納品は、「青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。

成果物は全てを藤崎町役場(以下「甲」という。)の所有とし、成果物の内容及び成果物の作成上知り得た事項等については、甲の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第12条 その他特記事項

特記事項	特記事項の内容
安全管理の徹底	敷地内はもとより、近隣住民、学校に対しても工事内容・工程等を知らせ、安全に努めること。 コンクリート打設時、鉄骨搬入時など、大型の車両搬入時には車両誘導員を配置すること。
産業廃棄物等 (簡易型建設副産物) 実態調査	撤去物を処分するために必要な書類(再生資源利用促進計画書等)は、法に基づき提出し、下請負業者に対しても周知徹底させること。 又、コンクリート廃材、アスファルト廃材、木材、金属屑、紙屑・木材屑等焼却できる物、耐火ボード等分別処理の徹底を行うこと。
解体工事施工技士選任	工事契約締結後速やかに選任し、報告すること。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面については監督職員の指示による。)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による説明(書面については監督職員の指示による。)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
その他	工事標示板には、工事請負額を記載すること。 (別紙の記載例を参考)

第13条 提出書類

1. 契約書に基づいて提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	条項	備考
○	工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
○	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)摘要の場合
○	施工体制台帳	下請契約締結後	1部	7条	
○	施工体系図	速やかに			
○	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
	支給材料受領書	引渡し時	1部	15条	
	貸与品借用書	引渡し時	1部	15条	
○	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
○	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
○	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

2. 仕様書等に基づいて提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	標準仕様書	備考
○	官公署その他への届出手続等	その都度	1部	1. 1. 3	
○	CORINS工事 カルテ受領書	工事カルテ受領書が返送されたら速やかに	1部	1. 1. 4	
○	書面の書式及び取扱い	その都度		1. 1. 5	
○	実施工程表	着工前及び必要の都度	1部	1. 2. 1	
○	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	1. 2. 2	※1
○	施工図等	当該工事開始7日以前	1部	1. 2. 3	
○	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	1. 2. 4	工事写真全部着工前・完成
○	再生資源利用促進計画書(実施書)	着工前及び必要の都度	1部	1. 3. 11	
○	再生資源利用計画書(実施書)	着工前及び必要の都度	1部	1. 3. 11	
○	マニフェスト	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	1. 3. 11	※2
○	材料搬入報告書	その都度	1部	1. 4. 3	
○	材料試験成績表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	1. 4. 5	
○	技能士	着工前及び必要の都度	1部	1. 5. 2	
○	工事報告書	毎月一回監督職員 の指定日	1部	1. 5. 4	
○	工事に関する承諾書	着工前及び必要の都度	各1部		※3
○	建設業退職者共済組合 の発注者用掛金収納書	契約締結時又は事情がある場合は締結後1ヶ月以内	1部		

※1 : 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めた時)

※2 : 「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

※3 : マニフェストの提出は、A票とE票の写し。

(工事写真に集積場所・搬出時・移動中・受入先到着時・廃棄場所の写真を添付すること。)

※4 : 上記にない項目は設計図書内特記仕様書によるものとする。

## 工事標示板及び迂回路の施設の記載例

### 1. 工事標示板（記載例）

道路工事で工事区間の起終点付近の見易い箇所に設置する。



- 注1. 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をつくっています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
2. 工事期間については、契約期間の工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
  3. 区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。
  4. 発注者については、「藤崎町役場」として、下段に、担当課・電話番号を表示する。
  5. 道路工事以外の工事でも、上記を参考とし作成すること。

工事内容別標示内容（例）

工事内容	表示内容	工事名
現道拡幅	道路をひろげています	道路拡幅工事
橋梁補修	橋をなおしています	橋梁補修工事
歩道	歩道をつくっています	歩道工事
防護柵	防護柵を設置しています	防護柵工事
融雪溝	融雪溝を設置しています	流雪溝工事
防雪柵	防雪柵を設置しています	防雪柵工事
舗装補修	舗装をなおしています	舗装補修工事
排水施設	側溝（暗渠）をなおしています	側溝（暗渠）工事
区画線	区画線をひいています	区画線工事

※標示内容及び工事名について疑義が生じた場合は、担当者と協議して下さい。

## 2. 迂回路の標示（記載例）

迂回路標示板の記載例を以下に示す。



- 注1. 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
2. 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm とする。
3. 必要に応じて「まわり道450M→」又は→ の文字若しくは記号に反射装置を施すものとする。

※（工事看板については、青森県県土整備部制定「共通仕様書」（土木工事参考資料）を参考とする）